平成２９年（フ）第１１６５号
静岡県富士宮市山宮918番地の５
債務者　佐野ゆず野
１　決定年月日時　平成29年11月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　角田るり子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月22日午前11時
５　免責意見申述期間　平成30年２月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１７７号
長野県安曇野市穂高有明5977番地８
債務者　𠮷澤　　稔
１　決定年月日時　平成29年11月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　澤地　雅弘
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月20日午前10時
５　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２９年（フ）第１０３３号
大阪府豊中市寺内２丁目６番１―403号
債務者　田中　弘之
１　決定年月日時　平成29年11月20日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　浜田　真樹
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月１日午後２時
５　免責意見申述期間　平成30年２月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第１５２０号
埼玉県桶川市北２丁目６番20号
債務者　長俣　　茂
１　決定年月日時　平成29年11月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　久保村康史
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月５日午前11時
５　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１５２１号
埼玉県桶川市北２丁目６番20号
債務者　長俣　米子
１　決定年月日時　平成29年11月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　久保村康史
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月５日午前11時
５　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第４７２号
埼玉県川越市大字今福３番地３
債務者　吉田　和也
１　決定年月日時　平成29年11月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山口　和光
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月７日午後３時20分
５　免責意見申述期間　平成30年２月21日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第７６号
長野県茅野市ちの1334番地10　カーサハリマＢ号
債務者　水島　恵子
１　決定年月日時　平成29年11月21日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山田　直哉
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月２日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成30年２月23日まで
長野地方裁判所諏訪支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第３０号
宮城県本吉郡南三陸町歌津字枡沢85番地43町営枡沢復興住宅101号、前住所三重県四日市市日永西３丁目20番26号　第２グランドールＢ―201
債務者　東　　代枝（旧姓畠山）
１　決定年月日時　平成29年11月17日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月16日まで
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２９年（フ）第１０９号
群馬県太田市新井町234番地１　新井市営住宅2079号
債務者　茂木　照夫
１　決定年月日時　平成29年11月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月16日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２９年（フ）第１２１４号
京都府相楽郡精華町大字下狛小字浄楽61番地１　アイリスユー303号
債務者　佐藤　知子
１　決定年月日時　平成29年11月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第５６号
兵庫県加西市尾崎町340番地
債務者　石野　昌代
１　決定年月日時　平成29年11月21日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月16日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２９年（フ）第２３０号
香川県高松市香川町川内原574番地62
債務者　小野公美子（旧姓正木）
１　決定年月日時　平成29年11月21日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月16日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第２６０号
香川県綾歌郡綾川町萱原965番地１　八坂団地Ｄ棟202号
債務者　奥本　幸男
１　決定年月日時　平成29年11月21日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月16日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第３６４５号
大阪市東淀川区大桐４丁目３番24号
債務者　山﨑　真也
１　決定年月日時　平成29年11月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３８４８号
大阪市鶴見区今津北４丁目14番12号　メゾンボルタ　203号
債務者　井上　祐子（旧姓品川）
１　決定年月日時　平成29年11月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３８７２号
大阪市平野区長吉出戸１丁目５番10―401号
債務者　藤田ゆかり（旧姓餅田）
１　決定年月日時　平成29年11月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４１９５号
大阪府守口市大庭町１丁目17番２号、前住所大阪府堺市東区白鷺町２丁２番２―104号
債務者　上田　亮一
１　決定年月日時　平成29年11月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部